

岩手県知事 達増拓也 様

2020年6月1日
日本共産党岩手県委員会
委員長 菅原 則勝
県議団 斉藤 信
高田 一郎
千田美津子

検査・医療体制と事業者支援の抜本的強化・拡充で 新型コロナ対策の強化を求める第三次申し入れ

知事と県職員の皆さんが、新型コロナウイルス感染症防止対策と県民のくらしと地域経済を守るために献身的に取り組まれていることに心から敬意を表します。

新型コロナウイルスの感染は、国際的には引き続き猛威を振るい、5月30日現在、感染者は593万人を超え、死者も36万人を超えています。国内では国民の感染防止の取り組みと医療関係者等の献身的取り組みによって5月以降は大幅に減少し、感染者数が1万6931人、死者数は895人となっています。5月14日に39県の緊急事態宣言の解除に続き、25日には全都道府県の解除が行われました。

新型コロナウイルス感染の「第二波」に向けて、国内外の取り組みを検証し、いまこそ、検査・医療体制を抜本的に強化するとともに、全国的な外出・移動自粛・休業等によって大きな影響と打撃を受けている事業者、県民への支援を強化し、くらしと雇用、営業を守ることは緊急・重要な課題です。

5月27日に、安倍政権は31兆9千億円余の新型コロナ対策の第二次補正予算を閣議決定しました。遅きに失したとはいえ、国民の声と運動、国会論戦によって、検査・医療提供体制拡充や中小企業支援、文化芸術支援、学生支援などが盛り込まれた内容となりました。医療体制強化の緊急包括支援交付金が2兆2千億円余、地方創生臨時交付金も2兆円積み増しされました。しかし、学校への加配教員の配置や学生支援等があまりにも少なく、雇用調整助成金(5月28日現在、県内の相談件数4358件、計画届受理件数539件、支給申請379件、支給決定199件)や持続化給付金など、これまでの支援策の多くが申請に時間がかかり、支給されていないことは重大です。スピード感をもった取り組みが必要です。予備費が10兆円にも及ぶなどの問題を抱えています。大震災並みの対策が必要です。こうした課題も踏まえて、国の第二次補正予算に基づく各事業の早急の具体化と事業着手が求められています。

岩手県では、5月31日現在、672件のPCR検査を行い、新型コロナ感染確認者はゼロとなっています。全国からも世界からも注目されています。これは何よりも県民一人一人が東日本大震災津波の経験を生かし、危機意識を持って感染防止に取り組んできた結果です。引き続き緊張感を持って感染防止の取り組みを進めること、「新しい生活様式」の実践に取り組むことが必要です。

今回の国の第二次補正予算を積極的に活用し、県としてさらなる検査・医療体制の強化、県民のくらしと雇用を守り、事業者支援の抜本的強化を図るよう以下の課題について具体化が図られるよう申し入れます。

1. PCR 検査体制を強化することは感染防止と経済の再生にとって重要な課題

- 1) 県内 9 つの二次医療圏に、早急に地域外来・検査センターを設置し、医師の判断で PCR 検査が実施できるようにすること。そのための必要な支援を強化すること。
- 2) 医師が必要と認める患者の PCR 検査を徹底するとともに、入院前・手術前患者の検査、医療・介護関係者の検査を積極的に行うこと。体制が拡充される行政検査の積極的活用を図ること。抗原検査、抗体検査に取り組むこと。
- 3) 県立病院の基幹病院における LAMP 検査(PCR 検査と同等)の実施と試薬の確保・配備に取り組むこと。
- 4) 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センターの医師、看護師等の配置への支援、危険手当を含めた待遇の改善を図ること。

2. 安心して必要な医療が受けられる医療体制の抜本的な強化を

- 1) 重症者を含めた感染症病床の確保(現在重症 30 床を含め 93 床、今後 166 床まで確保)、軽症・無症状患者への宿泊施設の確保(85 室、感染拡大時は 300 室)を図ること。
- 2) 9 病院 38 床の指定感染症病床の設備・体制について、必要な医師・看護師等のチームの確立と研修・訓練、体制を強化すること。新型コロナ対応の感染症病床を確保している病院に対して必要な人的支援・財政支援を行うこと。
- 3) 民間病院の発熱外来、開業医への感染防止対策への財政支援を行うこと。
- 4) 病院・開業医とも外来患者等が大幅に減少しており、地域医療体制確保のための減収補てんの支援を行うこと。診療報酬の引き上げを国に求めること。
- 5) 医療用マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、防護服等の医療資材を確保し、各医療機関に配備すること。秋・冬に向けた備蓄分の確保に努めること。
- 6) 院内感染の防止対策を徹底すること。医療従事者の健康を守る対策を強化すること。
- 7) 県立病院の新型コロナ対応病床については、看護体制として過酷な 12 時間 2 交代制を導入することなく、看護師の増員・配置で 3 交代制とすること。
- 8) 公立・公的病院の統廃合を進める国の再編統合計画は撤回し、新型コロナウイルス感染対策からも公立・公的病院の充実強化に取り組むこと。「有事の医療提供体制」と「平時の医療提供体制」を車の両輪として確立すること。

3. 保健所体制の抜本的な強化を図ること

- 1) 保健師等の専門職員の採用・配置を思いきって進め、保健所の体制を抜本的に強化すること。すべての保健所に所長(医師)を配置すること。全庁的な職員配置を行うこと。
- 2) 高齢者・介護施設、障がい者施設での感染防止対策を徹底すること。マスク、消毒液等を優先的に配布すること。感染対策のマニュアルを作成し、徹底すること。
- 3) 国に対し、介護・高齢者施設、障がい者施設での感染症対策の経費・デイサービス等の縮小・中止などへの減収分を補てんするよう求めること。

4. 県民生活防衛と地域経済守る対策の抜本的強化・拡充を

- 1) 国民 1 人 10 万円の定額給付金の支給にあたっては、一人暮らし高齢者や障がい者など生活弱者に対する支援を強化し、市町村における早急の支給を支援すること。

- 2) 県と市町村で共同で取り組む「家賃補助」については、50%以上の売り上げ減少の基準を緩和し、補助率の引き上げと対象事業者を拡大すること。借地料も対象とすること。簡素な申請とすみやかに支給が行われるようにすること。7月以降は国の「家賃軽減」(2/3補助、上限50万円、6ヶ月)につなげること。
- 3) 県内市町村で実施されている減収事業者を対象とした「事業継続給付金」に対し、県として2分の1補助を行い、給付金の拡充を図ること。国の対象とならない事業者に「県版持続化給付金」を支給すること。
- 4) 「地元の宿応援割」については、県の補助額を倍加(1泊2000円)し、6~8月に積極的に活用されるように事業費の大幅な増額と早急な事業化をはかること。
- 5) 事業者の2重ローン、3重ローン対策を強化すること。国の2次補正で盛り込まれた資本制劣後ローンの積極的運用とともに、東日本大震災で取り組まれた二重ローン対策の実施を求めること。
- 6) 各商工会議所・商工会の事業者支援を強化するために支援員の配置を行うこと。
- 7) 国保税の減免・傷病手当の支給の徹底、固定資産税の徴収猶予だけでなく減免を実施すること。消費税納税の猶予・減免を国に求めること。電気料金の減免に取り組むこと。
- 8) 生活保護の柔軟な運用の徹底、生活困窮者自立支援法に基づく住宅確保給付金の対象拡大を学生を含めて徹底すること。生活福祉資金の活用を徹底すること。
- 9) 子牛価格、枝肉価格が下落している中で、「肉用牛子牛生産者補給金制度」については、補償基準(約54万円)を生産費(65万円)に引き上げること、「牛マルキン制度」については農家負担を含めて9割補償するよう国に求めるとともに、県独自に支援すること。
- 10) 農林漁業の生産者についても「持続化給付金」の活用を支援するとともに、県独自の支援を行うこと。外国人実習生の雇用と生活を守ること。

5. 今こそ、感染防止と一人一人にゆきとどいた教育を進める 30人学級の実現、学生支援の強化、文化芸術団体への支援を

- 1) 学校における感染防止にとって少人数学級を実現することは急務の課題です。30人学級の実現を国に強く求めるとともに、県としても三密を回避する20人規模の学級とする取り組みを進めること。教員の大幅な増員を求めること。
- 2) 専門学校・留学生を含め学生への支援を強化すること。岩手県立大学における、アルバイト収入が減少した学生や困窮している学生に対する「学生支援緊急給付金」(最大20万円)は、対象を狭めることなく広く支給すること。授業料免除制度の拡充を図ること。
- 3) 活動自粛を余儀なくされた文化芸術団体等の実態を把握し、国の支援策(個人事業主や小規模団体に最大150万円、中・大規模団体に最大2500万円、個人に20万円)を活用し、すみやかな支援・支給を行うこと。

6. 「雇用調整助成金」「持続化給付金」、地方創生臨時交付金等の国の支援事業については、手続きを簡素化し、支援体制を拡充すること。すみやかな支給を図るよう強力に国に要請すること。

7. 戦後最大の危機というべき経済状況の中で、消費税5%への減税の実施を求めること。

以上